

「モニタリングに関するガイドライン(案)」の概要

1. モニタリングの基本的考え方

- (1) P F I 事業は、単に公共施設等を建設するだけでなく、その後、施設の維持・管理、運営を行うことが必要であるため、特に建設後、民間の選定事業者により、約定に従い適正かつ確実なサービス提供がなされているかどうかを確認することが重要である。このため、公共施設等の管理者等の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視(測定・評価)すること(モニタリング)が必要である。
- (2) また、安定的な公共サービスの提供を確保する観点から、債務不履行が生じた場合に直ちに契約解除に至るような契約とはせず、選定事業者が事業継続に意欲がわくような仕組みとすることが大切である。

このため、債務不履行が確認された場合には、サービス対価の支払を減額するなどにより選定事業者が自らサービス水準を維持するような仕組みや繰り返される債務不履行等への対応などの措置をも含み、公共サービスの水準の確保や事業の継続性を担保する仕組みを構築することが必要である。
- (3) なお、管理者等は、当該選定事業の実施に係る透明性の確保の観点からモニタリング等の結果について、住民等に対し公表することが必要である。

2. モニタリングの実施方法

モニタリングの具体的内容

モニタリングに際しては、選定事業者が提供する公共サービスの履行状況を把握し、要求水準を満たしていないことが確認された場合には、速やかな改善措置を講じ、また、その測定結果に基づき実績評価等を行う。

このため、具体的なモニタリングの内容としては、事業者から提出される履行状況に関する報告書の具体的内容が要求水準を満たしたものになっているかの確認(報告書等による履行内容の確認)やそもそも報告書の内容自体が事実行為として行われているかの確認(事実の確認)を行うこととなる。

この事実の確認手法としては、「測定機器による計測」、「サンプルの抽出による計測」、「現地での抜き打ち検査」等がある。

サービス履行状況に関する情報収集体制

モニタリングの最終責任は管理者等にあり、モニタリングに関する情報は管理者等に集約される必要がある。従って、選定事業者やサービスの利用者等の多種多様な実施者からの情報を管理者等に伝達できるような仕組みを構築しておくことが必要である。

3. 適正な公共サービスの提供がなされない場合の対処方法

サービス対価の減額の方法

業務が適切に履行されるよう経済的動機付けを与えるため、必要に応じサービス対価の減額の仕組みを講じる必要がある。

具体的には、減額の対象とする個々のサービスの中でサービス提供を受けられない場合等の影響度等を考慮して重み付けを行い、これに対応したペナルティポイントを付し、その累積が一定以上になるとサービス対価の減額を行う。

適正な公共サービスの提供がなされない時の履行確保の方法

選定事業者による公共サービスの提供がPFI事業契約等に適合せず、適正な提供がなされない場合、その状況を改善し履行の確保を図るため、以下のような対応の手順が考えられる。

1) 軽微な債務不履行への対応

一定の改善期間を設定し、当該期間内に修復しうるような軽微な債務不履行については、選定事業者が自ら改善措置をとることにより対応する。また、管理者等は必要に応じ改善措置を講じるよう通知し、選定事業者が履行する。

2) 繰り返される債務不履行や重大な債務不履行への対応

管理者等は、提供されるサービス業務ごとに債務不履行の発生頻度や影響等を考えながら債務不履行の発生状況を点数化（ペナルティポイントの設定）するなどして、サービス対価の減額などの措置をとりつつ、管理者等の関与の度合いを段階的に強化し、対応する。

即ち、債務不履行が生じた場合には、サービス対価の減額などの措置を講じつつ、選定事業者の履行を促すが、債務不履行が繰り返される場合や事業運営の主要サービスが提供されない場合など重大な債務不履行が生じている場合、是正通告を行い、改善計画書の提出を求め、履行の改善を図る。

それでも、改善が認められず、債務不履行の状態が継続する場合、一定の通告期間経過後、PFI事業契約を解除する。